

NFD 発 3522 号
令和 5 年 10 月 6 日

原子力規制委員会

原子力規制庁 緊急事案対策室長 御中

茨城県東茨城郡大洗町成田町 2163

日本核燃料開発株式会社
代表取締役社長 濱田 昌彦

原子力事業者防災業務計画に係る読替え表の件

拝啓 時下益々ご清栄のこととお慶び申し上げます。

令和元年 7 月に修正を実施した「原子力事業者防災業務計画」に関し、通報先の名
称変更に伴い、読替えが必要となりました。

本件は、「原子力事業者防災業務計画の確認に係る視点等について（規程）」に基
づく軽易な変更の扱いとして、次回修正までの期間、添付資料のとおり読み替えるこ
とにより運用いたしますので御連絡申し上げます。

敬具

添付資料

原子力事業者防災業務計画（令和元年 7 月修正）に係る読替え表

以 上

原子力事業者防災業務計画（令和元年7月修正）に係る読替え表

読替え前	読替え後	変更の内容
<p style="text-align: center;">別図第2 非常事態発生時の通報・連絡経路（1/2） （1）事業所内での事象発生</p>	<p style="text-align: center;">別図第2 非常事態発生時の通報・連絡経路（1/2） （1）事業所内での事象発生</p>	<p>茨城県通報連絡先の組織名称の訂正。</p> <p>自治体組織名称変更の反映。</p> <p>茨城県通報連絡先の組織名称の修正。</p> <p>通報連絡先事業者組織名称の見直し。</p> <p>通報連絡先の削除。</p>
<p> ：原子力災害対策特別措置法第10条第1項に基づく通報先 ：電話によるファクシミリ送信の連絡 ：ファクシミリによる送信 ※：警戒事象発生時の連絡先 </p>	<p> ：原子力災害対策特別措置法第10条第1項に基づく通報先 ：電話によるファクシミリ送信の連絡 ：ファクシミリによる送信 ※：警戒事象発生時の連絡先 </p>	

原子力事業者防災業務計画（令和元年7月修正）に係る読替え表

読替え前	読替え後	変更の内容
<p>別図第2 非常事態発生時の通報・連絡経路（2/2） （2）事業所外運搬での事象発生</p> <p style="margin-top: 20px;"> : 原子力災害対策特別措置法第10条第1項に基づく通報先 : 電話によるファクシミリ送信の連絡 : ファクシミリによる送信 ※ : 事象発生場所が茨城県内の場合に限る。 </p>	<p>別図第2 非常事態発生時の通報・連絡経路（2/2） （2）事業所外運搬での事象発生</p> <p style="margin-top: 20px;"> : 原子力災害対策特別措置法第10条第1項に基づく通報先 : 電話によるファクシミリ送信の連絡 : ファクシミリによる送信 ※ : 事象発生場所が茨城県内の場合に限る。 </p>	<p>茨城県通報連絡先の組織名称の修正。</p> <p>令和5年10月1日付組織変更の反映。</p> <p>通報連絡先の削除。</p>

原子力事業者防災業務計画（令和元年7月修正）に係る読替え表

読替え前	読替え後	変更の内容
<p>別図第3 非常事態発生時の事象通報・連絡後の経過報告経路（1/2） （1）事業所内での事象発生</p>	<p>別図第3 非常事態発生時の事象通報・連絡後の経過報告経路（1/2） （1）事業所内での事象発生</p>	<p>茨城県通報連絡先の組織名称の修正。</p> <p>自治体組織名称変更の反映。</p> <p>通報連絡先事業者組織名称の反映。</p> <p>通報連絡先の削除。</p>
<p>原子力防災管理者</p>	<p>原子力防災管理者</p>	
<p> : 原子力災害対策特別措置法第25条第2項に基づく応急措置の報告先 : ファクシミリによる送信 : 電話によるファクシミリ送信の連絡 ※ : 災害対策本部等が設置されている場合に限る。 ※1 : 警戒事象発生時の場合の経過連絡先 </p>	<p> : 原子力災害対策特別措置法第25条第2項に基づく応急措置の報告先 : ファクシミリによる送信 : 電話によるファクシミリ送信の連絡 ※ : 災害対策本部等が設置されている場合に限る。 ※1 : 警戒事象発生時の場合の経過連絡先 </p>	

原子力事業者防災業務計画（令和元年7月修正）に係る読替え表

読替え前	読替え後	変更の内容
<p>別図第3 非常事態発生時の事象通報・連絡後の経過報告経路（2/2） （2）事業所外運搬での事象発生</p> <p>原子力防災管理者</p> <ul style="list-style-type: none"> 事象発生場所を管轄する都道府県知事 事象発生場所を管轄する市町村長 海上輸送 事象発生場所を管轄する海上保安部 陸上輸送 事象発生場所を管轄する警察署 茨城県生活環境部防災・危機管理局防災・危機管理課 ※2 (電話(第1報のみ) 及びFAX) 事象発生場所を管轄する消防署 事象発生場所を管轄する労働基準監督局 事象発生場所を管轄する海上保安部 日本原子力研究開発機構原子力科学研究所保安管理部 東海・大洗原子力規制事務所 ※1 東海・大洗原子力規制事務所(原子力防災専門官) ※1 東海・大洗原子力規制事務所(上席放射線防災専門官) ※1 原子力規制委員会 原子力規制庁 緊急事案対策室 (原子力規制委員会) 海上輸送 国土交通省海事局検査測度課 陸上輸送 国土交通省自動車局環境政策課 (国土交通大臣) 内閣官房 内閣情報調査室 内閣情報集約センター 内閣官房 内閣官房副長官補 (事態対処・危機管理担当) 付 内閣府(政策統括官付) 内閣府(内閣総理大臣) 事象発生場所を管轄する 都道府県災害対策本部 ※ 事象発生場所を管轄する 市町村災害対策本部 ※ 原子力緊急時支援・研修センター オフサイトセンター ※ 原子力災害対策本部 ※ <li style="color: red;">消防庁 特殊災害室 宿直室 <p> : 原子力災害対策特別措置法第25条第2項に基づく応急措置の報告先 : ファクシミリによる送信 : 電話によるファクシミリ送信の連絡 ※ : 災害対策本部等が設置されている場合に限る。 ※2 : 事象発生場所が茨城県内の場合に限る。 </p>	<p>別図第3 非常事態発生時の事象通報・連絡後の経過報告経路（2/2） （2）事業所外運搬での事象発生</p> <p>原子力防災管理者</p> <ul style="list-style-type: none"> 事象発生場所を管轄する都道府県知事 事象発生場所を管轄する市町村長 海上輸送 事象発生場所を管轄する海上保安部 陸上輸送 事象発生場所を管轄する警察署 茨城県<b style="color: red;">防災・危機管理部防災・危機管理課 ※2 (電話(第1報のみ) 及びFAX) 事象発生場所を管轄する消防署 事象発生場所を管轄する労働基準監督局 事象発生場所を管轄する海上保安部 日本原子力研究開発機構原子力科学研究所保安管理部 東海・大洗原子力規制事務所 ※1 東海・大洗原子力規制事務所(原子力防災専門官) ※1 東海・大洗原子力規制事務所(上席放射線防災専門官) ※1 原子力規制委員会 原子力規制庁 緊急事案対策室 (原子力規制委員会) 海上輸送 国土交通省海事局検査測度課 陸上輸送 国土交通省<b style="color: red;">物流・自動車局環境政策課 (国土交通大臣) 内閣官房 内閣情報調査室 内閣情報集約センター 内閣官房 内閣官房副長官補 (事態対処・危機管理担当) 付 内閣府(政策統括官付) 内閣府(内閣総理大臣) 事象発生場所を管轄する 都道府県災害対策本部 ※ 事象発生場所を管轄する 市町村災害対策本部 ※ 原子力緊急時支援・研修センター オフサイトセンター ※ 原子力災害対策本部 ※ <p> : 原子力災害対策特別措置法第25条第2項に基づく応急措置の報告先 : ファクシミリによる送信 : 電話によるファクシミリ送信の連絡 ※ : 災害対策本部等が設置されている場合に限る。 ※2 : 事象発生場所が茨城県内の場合に限る。 </p>	<p>茨城県通報連絡先の組織名称の修正。</p> <p>令和5年10月1日付組織変更の反映。</p> <p>通報連絡先の削除。</p>